

## 武蔵村山市まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)の改定について

市では、まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定作業を行っています。現在、改定原案の意見公募を実施しているところですが、改定原案では、新青梅街道やその沿道について、以下のような記載をしています。

### (1) 将来都市構造について

- ・核… 本市の活力・にぎわいを支え、市民生活を快適にするため、都市機能の集積や環境の維持・向上を図る拠点を「核」と位置付け、その機能の充実と必要な基盤整備を図ります。

〔都市核〕多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸により新駅設置が想定されている本町・榎地区の新青梅街道周辺から日産自動車村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能を集積します。

〔サブ核〕緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核と位置付け、市民生活を支援する商業・サービス機能などを集積します。

- ・軸… 市民の生活や生産活動、多様な交流を支えるため、ネットワークを構築する空間を「軸」と位置付け、交通基盤の整備や水とみどりの環境の整備を図ります。

〔都市軸〕新青梅街道とその沿道空間を都市軸として位置付け、広域的なネットワークを強化します。また、活力とにぎわいのある、みどり豊かな広がりや厚みをもったうるおいある沿道市街地を形成します。

### (2) 新青梅街道沿道の土地利用方針について

立3・2・4号新青梅街道線沿道は、主として商業・サービス施設の立地を促進し、都市核地区土地区画整理事業区域の多摩都市モノレール新駅想定地周辺では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸実現時に合わせて、市の玄関口にふさわしい、活力とにぎわいのある中心市街地としての土地利用を誘導します。

また、地区計画制度等を活用して、騒音などの環境問題や防災、後背地の低層住宅地の住環境などにも配慮した土地利用を誘導します。

### (3) まちづくりの方針について

■立3・2・4号新青梅街道線の拡幅を東京都と連携して進めます。

交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するため、また多摩都市モノレールの導入空間の確保にも寄与することが想定されることから、立3・2・4号新青梅街道線の早期拡幅整備を東京都へ要請します。

■無電柱化を推進します。

立3・2・4号新青梅街道線では、拡幅に合わせた無電柱化を東京都に要請し、歩きやすく、災害時にも安心で、景観などにも配慮された道路づくりを行います。

■人と自然が共生することができるまちなみの形成を図ります。

立3・2・4号新青梅街道線沿道の地域では、都市軸である当該路線沿道にふさわしい、みどり豊かな沿道市街地の形成を図ります。

■立3・2・4号新青梅街道線沿道などでは、魅力的な都市型住宅の供給を誘導します。

立3・2・4号新青梅街道線沿道では、地区計画制度等を活用して、周辺住環境との調和に配慮した低層部分が店舗、中高層部分が集合住宅などの良好な中高層住宅供給を誘導します。

また、騒音などの環境問題や防災性を考慮しながら、後背地の低層住宅地の住環境にも配慮した住宅地の形成を図ります。

■都市核地区土地区画整理事業区域内の商業機能の集積を図ります。

都市核地区土地区画整理事業区域内の多摩都市モノレール新駅想定地周辺には、駅前広場や駐輪場等の整備を検討します。また、誰もが利用しやすく、集まりやすい、活気とにぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

■東・西サブ核の計画的整備を促進します。

中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸等の機会を捉え、地区の特性を生かした地区計画制度等を活用し、計画的・効率的な整備を促進します。

また、緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地の建替えなどの再生計画に合わせ、地区の特性を生かした地区計画制度等を活用し、計画的・効率的な整備を促進します。

■立3・2・4号新青梅街道線沿道の活性化を図ります。

新青梅街道の拡幅整備の実施と併せて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向け、まちづくり条例に基づき、市民との協働による新青梅街道沿道地区まちづくり計画を策定します。

新青梅街道の沿道は、まちなみや狭山丘陵の眺望などに配慮し、建物の形態や用途、高さなどをコントロールしつつ、一定程度の商業施設などの立地を促進します。また、当該道路沿道の後背地については、住宅を中心とする土地利用を検討していきます。

■市民と協働による並木道づくりを進めます。

立3・2・4号新青梅街道線などの幹線道路では街路樹の植栽を東京都へ要請します。また整備に当たっては、市民と行政との協議・協働による樹種の選定や維持・管理方針を検討します。